第1号中「。以下この記載要領において「平成24年改正法」という。」を削り、「平成24年改正法第1条」を「同法第1条」に改め、同第11号中「平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される」を削り、「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」を「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表」に改める。

別表六の11(十一)の表中

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	を	連結所得の金額（別表四の二「55の①」）

に、

調整前連結税額超過構成額の②」）	を	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「22の②」）

に、

平・・ 平・・ （別表六の二(二十一)付表「21の②」） 平・・ 平・・ （別表六の二(二十一)付表「22の②」）	を	平・・ 平・・ （別表六の二(二十二)付表「21の②」） 平・・ 平・・ （別表六の二(二十二)付表「22の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」を「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表」に改める。

別表六の11(十一)の表中

繰越税額控除限度超過額（㊴の計）	を	繰越税額控除限度超過額（39の計）

に、

金額	を	連結所得の金額（別表四の二「55の①」）

に、

調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「23の②」）	を	調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「24の②」）

に、

平・・ 平・・ （別表六の二(二十一)付表「24の②」） 平・・ 平・・ （別表六の二(二十一)付表「25の②」）	を	平・・ 平・・ （別表六の二(二十二)付表「24の②」） 平・・ 平・・ （別表六の二(二十二)付表「25の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」を「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表」に改める。